平成２２年（フ）第１８９５号
愛知県あま市上萱津上野12番地１　コーポ鎌倉通り203号
債務者　桑田　雄介
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１８号
兵庫県姫路市四郷町中鈴83番地
債務者　長谷川　秀
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７６号
兵庫県姫路市飾磨区清水146番地クリーンピア山電飾磨駅北103号
債務者　吉本　正和
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市下手野５丁目10番２―205号　市営船越住宅２号棟
債務者　筒井　美佳
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２５号
兵庫県高砂市時光寺町31番７―２号
債務者　川崎　仁美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５５号
鳥取県鳥取市湖山町南１丁目386番地
債務者　尾﨑やよい
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７号
鳥取県西伯郡南部町福成997番地58
債務者　細田　勇二
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１９号
鳥取県米子市旗ケ崎７丁目21番26号　110号
債務者　椿　砂由理
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１２３号
鳥取県米子市二本木1024番地７
債務者　長谷川　正
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２７７号
広島市西区草津新町２丁目10番20―201号　サンシティ中野Ｂ棟
債務者　下新ルミ子（旧姓上谷）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５８号
広島市安佐南区沼田町大字伴7006番地１
債務者　村上　智美（旧姓河野）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
徳島県海部郡海陽町四方原字旭町86番地２
債務者　角田セツ子
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１６号
徳島県美馬市脇町木ノ内4044―２　コーポカネヨシ101、住民票上の住所徳島県美馬市脇町木ノ内4044番地　コーポカネヨシ101
債務者　上柿　雅美
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１７号
徳島県三好市井川町井内西5096番地
債務者　片岡　髙己
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第８１号
愛媛県新居浜市船木甲3116番地の３
債務者　二宮福美恵
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８３号
愛媛県四国中央市下柏町1061番地　ヴィラ・イシカワ106号
債務者　篠原　成子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９７号
愛媛県新居浜市篠場町７番15号、前住所愛媛県新居浜市徳常町８番27号
債務者　藤田　　聡
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部